

公 共 事 業 の 事 後 評 価 書

(国有林直轄治山事業等の完了後の評価)

平成20年3月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した次の事業実施地区を対象として、事後評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直轄事業	国有林直轄治山事業	1
小計		1
補助事業	民有林補助治山事業	8
	森林環境保全整備事業	40
	森林居住環境整備事業	14
小計		62
合計		63

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」[別添1](#)）
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において、森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業は林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成19年4月から平成20年3月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握した。

結果については、「地区別評価結果」([別添2](#))のとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・完了後の評価実施地区について、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当である。

委員構成は、「第三者委員会名簿」(別添3)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりであり、林野庁ホームページに掲載している。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyou/jigyo19.html>)

なお、農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料及び議事録についても、林野庁ホームページに掲載している。(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/hyoukatop.html>)

その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおり。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業実施地区について、各地区とも事業の内容が妥当であり、事業効果の発現が認められた。

各事業地区の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。